

資料 16-1(共通)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

(再掲) 令和 3 年度報酬改定に伴う運営等に関する基準の見直しについて

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号、第 55 号）（以下「改正基準省令」という。）」が施行されました。

その具体的な内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）等の関連省令、告示、厚生労働省通知等において示されていますが、事業所の運営基準にかかる改正内容について改めて周知いたします。

各事業所等におかれましては、以下の改正内容をご確認のうえ、その取組等を推進していただき、運用について遺漏のないようよろしくお願いします。

1 令和 3 年度報酬改定に伴う運営基準の見直し（基準省令の改正）

（１） 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が盛り込むこととされました。

※令和 4 年度から義務化。

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（注）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

（注）虐待防止委員会の役割は、虐待防止の計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等

【参考】

・ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759620.pdf> ※リンク先「ページ 番号 22」をご確認ください。

（２） 身体拘束等の適正化の推進

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

身体拘束等の適正化に更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項が追加されるとともに、減算要件が追加されました。

※令和 4 年度から義務化。減算は令和 5 年 4 月から適用。

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から適用）」が創設されました。

※令和4年度から義務化。**減算**は令和5年4月から適用。

《運営基準》

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和4年度から義務化。）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和4年度から義務化。）
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（令和4年度から義務化。）

《身体拘束廃止未実施減算》 5単位／日

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和5年4月から適用）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和5年4月から適用）
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（令和5年4月から適用）

【参考】

・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759620.pdf> ※リンク先「ページ 番号 23」をご確認ください。

（3）業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等が義務付けられました。

各事業所におかれましては、以下の通知などを参考に、感染症や災害発生時等においても必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築すべく「業務継続計画」を作成いただきますようお願いいたします。※令和3年度から3年間の経過措置（準備期間）を設けており、令和6年度から義務化。

【ガイドライン（参考）】

下記リンク先の業務継続ガイドライン等を参考に、計画の策定をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症関係

・障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○自然災害関係

・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

（４） 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられました。

※令和３年度から３年間の経過措置（準備期間）を設けており、令和６年度から義務化。

（５） 地域と連携した災害対策の推進

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないこととされています。

（６） 適切な職場環境維持（ハラスメント対策）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第３０条の２第１項の規定に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、運営基準に規定されました。

（７） 電磁的記録等

- ① 事業者及びその従業員の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面の作成、保存等を電磁的記録（注１）により行うことができます。※令和３年７月より施行
- ② 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者などの業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、電磁的方法（注２）によることができます。※令和３年７月より施行

（注１）電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもののこと。

（注２）電磁的方法とは、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。

【参考】

・ 令和３年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ VOL. ５【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799281.pdf>

2 その他

- (1) 経過措置が設定されている項目はありますが、法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）等の関連省令等の施行により義務化されていますので、今後の事業所の運営にあたり適切なご対応をお願いいたします。
- (2) 経過措置の適用がある基準についても、実地指導時に研修等の実施状況の確認及び運営に関する助言等を実施しますので、運用について遺漏のないようよろしくお願いいたします。
- (3) 改正内容について、運営規程の変更が必要な箇所がございますので、障害福祉サービス課のホームページに掲載しております、運営規程の記載例を参考に、令和4年3月末までに変更をお願いいたします。

～運営規程の変更が必要な箇所（運営規程記載例【生活介護】）～

【令和3年3月末まで】

第〇〇条 事業所は、事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

【令和4年4月以降】

（虐待防止に関する事項）

第〇〇条 事業所は、事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定及び設置
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) その他、虐待の防止等のため必要な措置

※(1)～(3)の事項については、必ず記載してください。

※(4)～(6)については事業所において実際に行うものについて記載してください。また、上記以外に行うものがあればそれも記載してください。

※虐待防止に関する事項につきましては、変更を行ってください。その他の内容につきましては、適宜必要に応じて、運営規程を変更するようにお願いいたします。

3 参考

- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html
- ・ 運営規程記載例【訪問系／千葉市】
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/houmon.html>
- ・ 運営規程記載例【相談支援系／千葉市】
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/soudanshien.html>
- ・ 運営規程記載例【自立生活援助／千葉市】
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/jiritsuseikatsuenjyo.html>
- ・ 運営規程記載例【日中・居住系／千葉市】
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/nittyu_kyojyu.html
- ・ 運営規程記載例【障害児通所・施設系／千葉市】
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/syougaiji.html>